

教員免許状等の確認及び採用前健康診断の受診について

川崎市立学校の臨時的任用職員・非常勤講師等に任用される際には、次により、**教員免許状等の確認、教職員免許状授与証明書の提出及び採用前健康診断の受診**を必ず行うようお願いいたします。

### 1 教員免許状等の確認

任用には教員免許状等（学校栄養職の場合には栄養士免許証）の**原本確認が必要**です。着任前の任用説明と校長面接の際に持参し、教職員人事課職員、学校長等による確認を必ず受けてください。

### 2 教育職員免許状授与証明書の提出

臨時的任用職員として任用される場合には、着任前までに『**教育職員免許状授与証明書**』を教職員人事課に提出してください。

ただし、任用の前年度に任用されていて、その際に『教育職員免許状授与証明書』を提出している場合には提出を免除します。

※ 授与証明書とは、授与権者である都道府県教育委員会が、該当者の方へ有効な免許状を授与している旨の事実を公的に証明するものです。

### 3 採用前健康診断の受診

任用にあたっては健康診断を受けていただく必要がありますので、次により、着任前までに受診してください。

(1) 指定医療機関

#### **AOI 国際病院 健康管理センター**

川崎市川崎区田町 2-9-1 （大師線「小島新田駅」下車徒歩3分）

（裏面 地図参照）

医療機関 Web サイト→



#### **予約受付専用ダイヤル 044-277-5762**

受付時間：月～金（土・日・祝日を除く）8：00～16：00

(2) 予約の際の注意事項

ア 受診には予約が必要です。また予約の際には**川崎市立学校の臨任・非常勤の『採用前健康診断』であることを申し出てください。**

イ 健康診断の結果は医療機関から教育委員会事務局に報告されます。本人には健診結果に問題がある場合のみ連絡いたします。

ウ 健診費用は川崎市が負担します。ただし、川崎市の指定する健診項目以外の項目を別途申し込んだ場合については、その部分の費用については自己負担となります。

(3) 受診免除

**次の場合には、当該健康診断の受診が免除になります。**

ア 任用日前3ヶ月以内に採用前健康診断を受診している場合

（例：4月7日任用予定の方は、1月7日以降に受診している必要があります。）

イ 同一年度内に任用があり、その際に採用前健康診断を受診している場合

ウ 任期付職員（一般任期付職員を含む）及び臨時的任用職員（定数内非常勤講師、非常勤学校栄養職員を含む）として4月1日から任用される場合で、任用の前年度末（3月31日）まで川崎市立学校の任期付職員（一般任期付職員を除く）及び臨時的任用職員（定数内非常勤講師、非常勤学校栄養職員を含む）として任用があり、その際、採用前健康診断又は教職員定期健康診断を受診している場合（この場合は、今年度の教職員定期健康診断の対象となります）

エ 任用前3ヶ月以内に他の健康診断を受診しており、その結果の写しを提出できる場合（この場合、結果の写しを教職員人事課に提出してください）※その際（4）受診する健診項目の**すべての結果が記載されていることが必要です。**

(4) 受診する健診項目

- ア 既往歴及び業務歴の調査
- イ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ウ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- エ 胸部エックス線検査
- オ 血圧検査
- カ 貧血検査（血色素量及び赤血球数）
- キ 血中脂質検査（総コレステロール、HDL コレステロール、LDL コレステロール、トリグリセライド）
- ク 血糖検査
- ケ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- コ 心電図検査
- サ 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）

(5) 注意事項

採用前健康診断は、法定の「雇入れ時の健康診断」「定期健康診断」ではありません。  
御本人の健康管理のために行うものではなく、学校の安全衛生上、感染症拡散等を防ぐためのものですので、**着任前に受診**するようにお願いします。

(6) 健診当日の受付時間

健診受付時間	月	火	水	木	金	土	日
8：30～10：30	○	○	○	○	○	※△	—
13：30～14：30	○	○	○	○	○	—	—

※ 土曜日は第1・2・3土曜日のみ  
土曜日の受付時間は8：30～10：00となります。

(7) 指定医療機関 案内図



川崎市教育委員会事務局職員部 教職員人事課  
教員免許状等の確認について（人事・任用担当）TEL：044-200-3275  
採用前健康診断について（採用・人材育成担当）TEL：044-200-3843  
MAIL：88kyojin@city.kawasaki.jp